

## 合併時等の決算事務の取扱いについて(厚年・DB、通知改正)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

### ポイント

標記について意見募集(パブコメ)されておりました<sup>1</sup>が、今般通知改正が行われましたのでご案内いたします。合併等<sup>2</sup>を行った場合の決算事務の取扱い(議決方法、提出先)が明確化されました。

- 合併等を行う場合、決算は合併等を織り込まない状態での議決<sup>3</sup>が必要。
- 存続基金等が議決し<sup>4</sup>、管轄地方厚生局宛に提出する。

1 年金ニュースNo.151ご参照

パブコメ結果 [http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN\\_TYPE=3&CLASSNAME=Pcm1090&KID=495090031&OBJCD=100495&GROUP=](http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?ANKEN_TYPE=3&CLASSNAME=Pcm1090&KID=495090031&OBJCD=100495&GROUP=)

2 合併・統合(厚年法第142条、DB法第74条・同76条)、分割(厚年法第143条、DB法第75条・同77条)、代行返上(DB法第112条)等

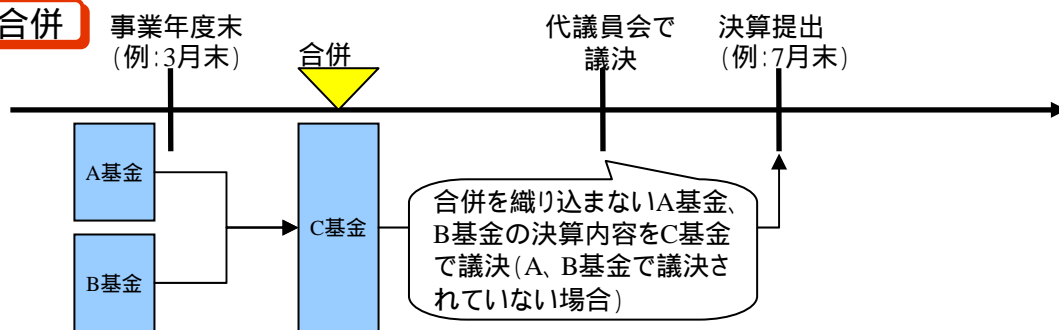
3 規約型DBは議決等の手続きは不要(存続するDB年金が統合前の分であることを明記して提出)。

4 合併等の前の基金等で議決されていない場合に限る。分割の場合は存続する基金等で承継した権利義務(給付現価)が最大の基金等が議決する。

改正通知:「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて」平成8年6月27日年発3323号

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

### 例:合併



合併が決算提出以後の場合、従来通りA基金、B基金でそれぞれ議決し、各管轄の地方厚生局宛に提出

以上